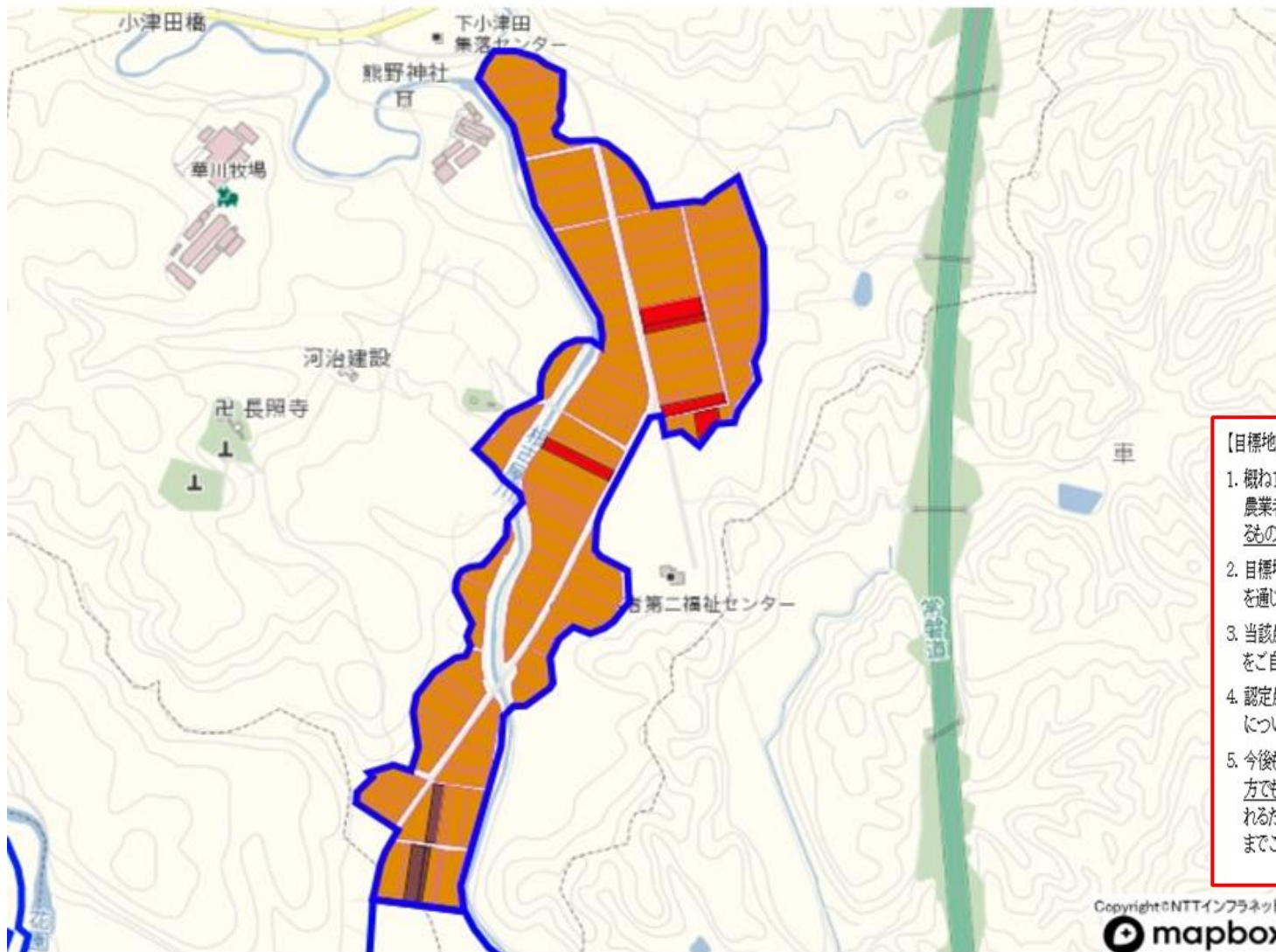


下小津田①

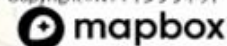
BD
BG
BC



【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をす
るものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）
を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者
をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者
については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外
の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入
れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課
までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

Copyright © NTTインフラネット



下小津田②

■ BG



【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

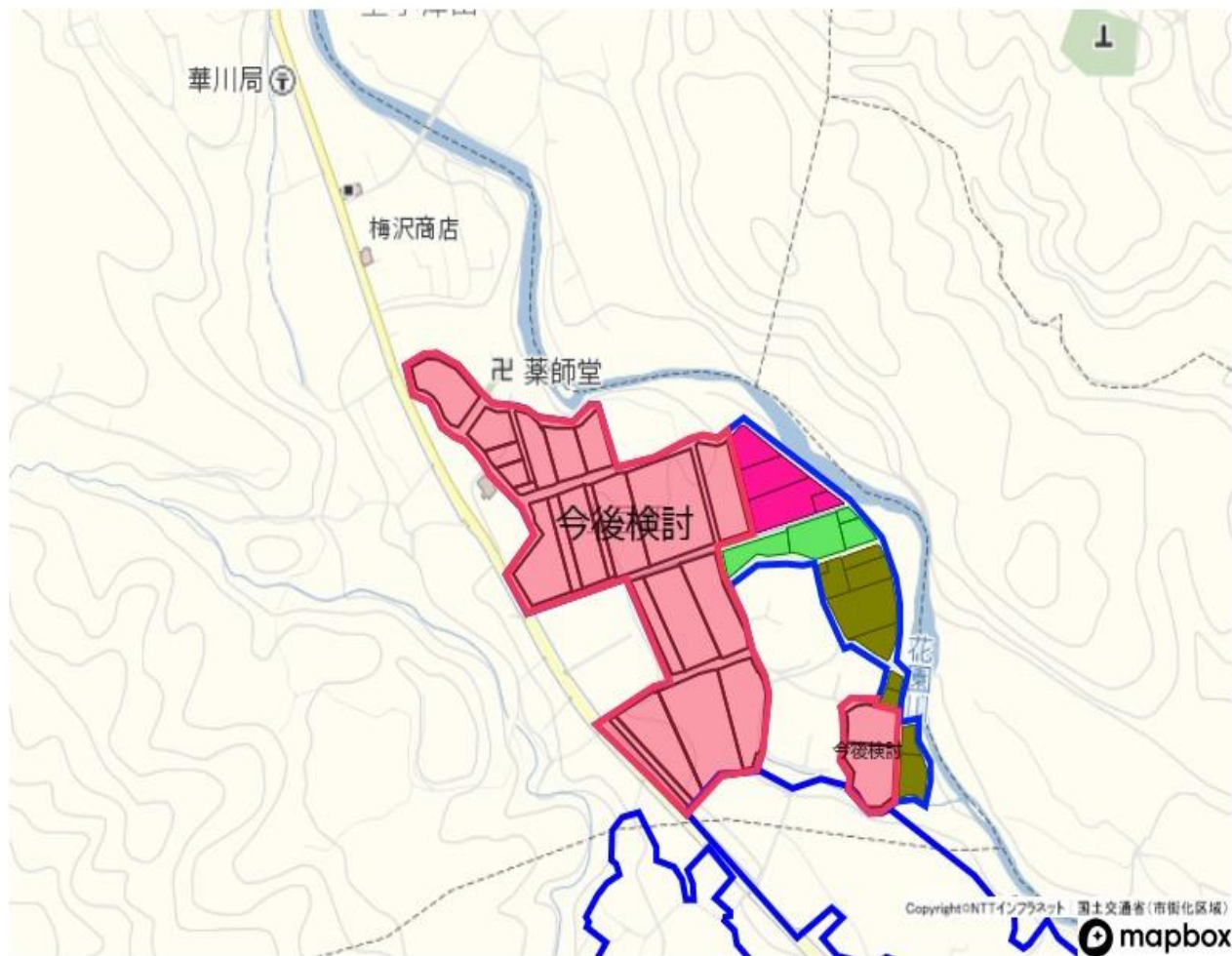
車

BY
BC
BO

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

小豆畑①



- L
- BZ
- BX

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

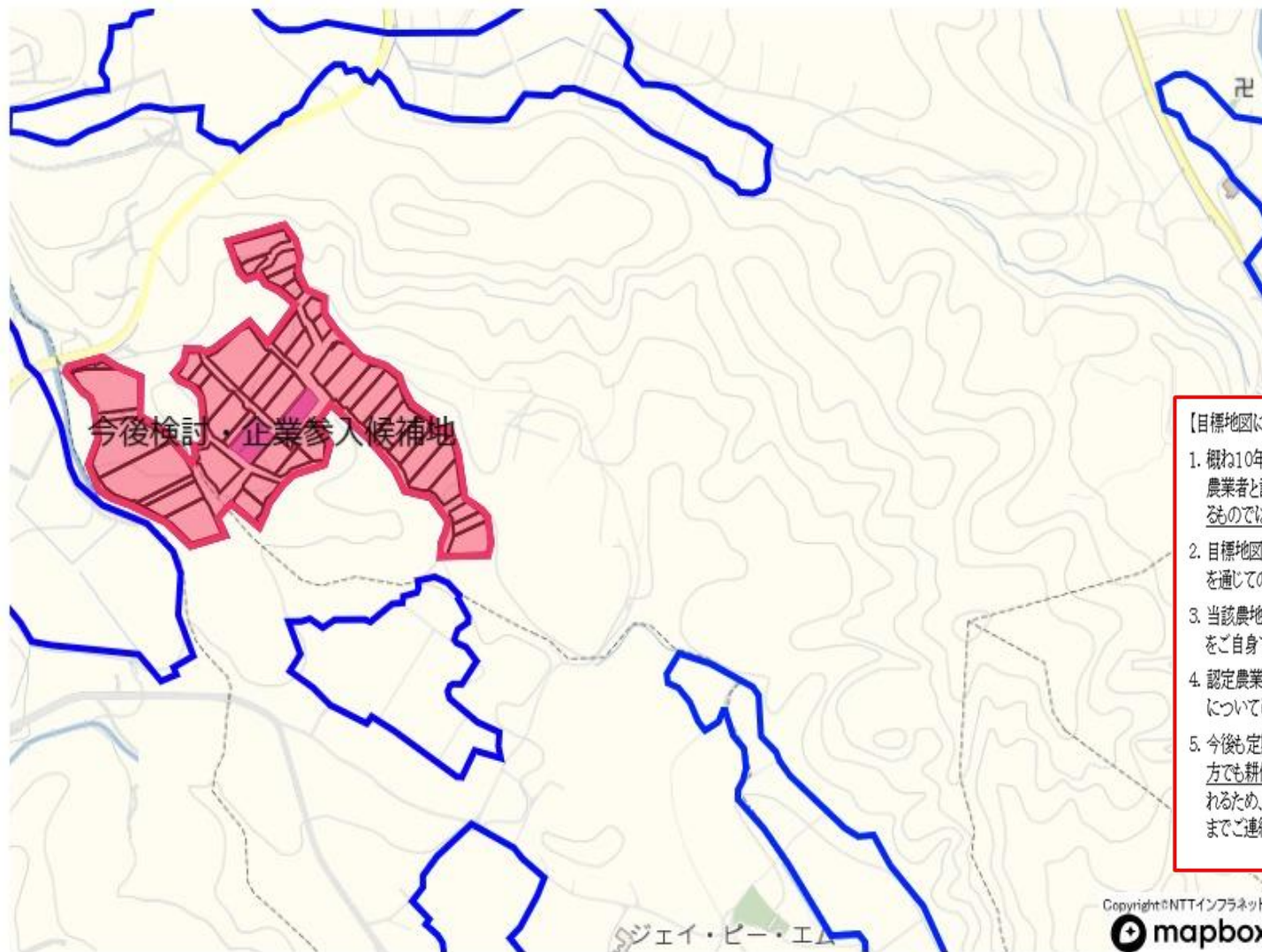
【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をす
るものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)
を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者
をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者
については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外
の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入
れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課
までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)



小豆畑③

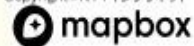
■ AM

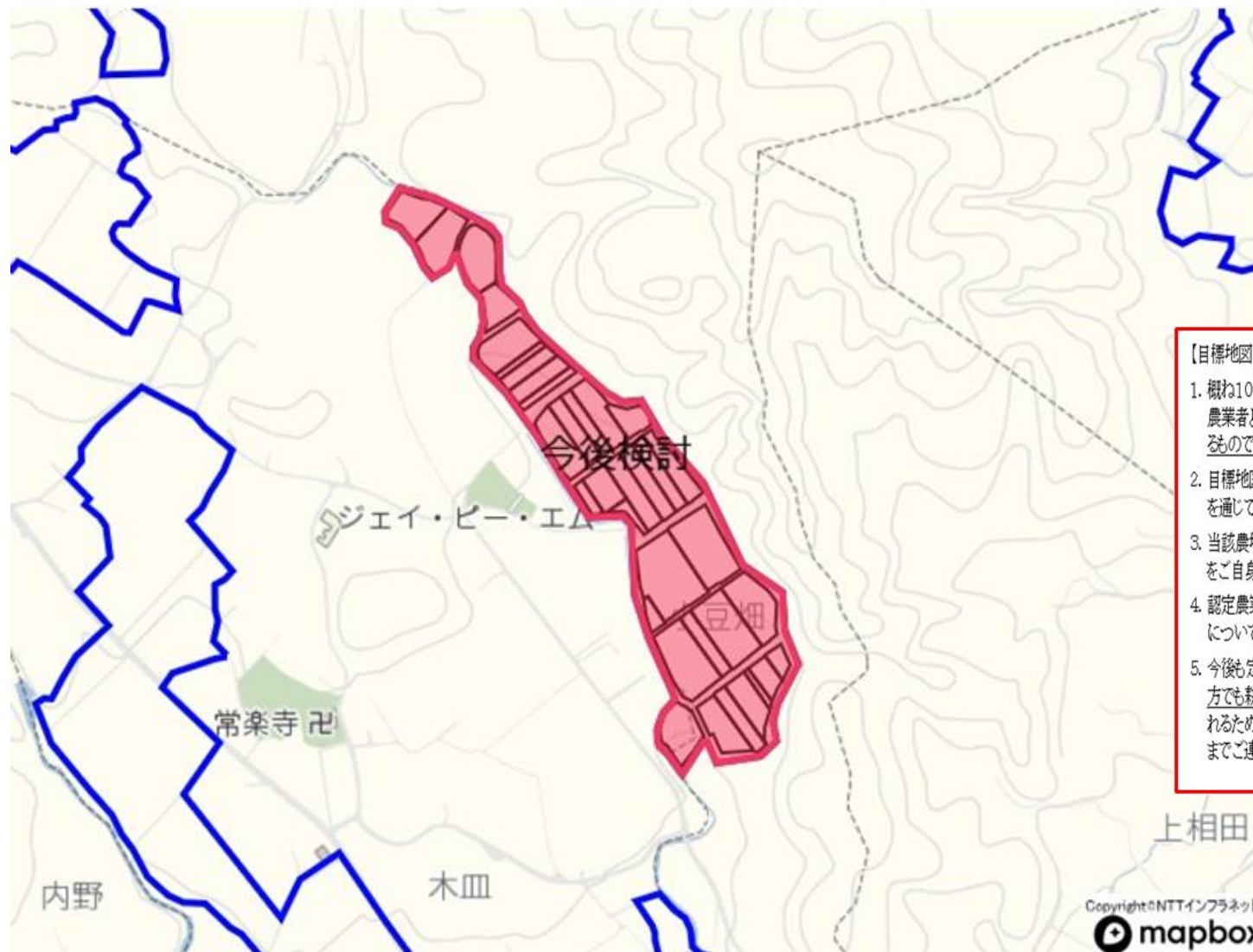


【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をす
るものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)
を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者
をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者
については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の
方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入
れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課
までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

Copyright©NTTインフラネット





【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）